

(大分県立病院 一般競争入札の実施)

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年7月5日

大分県立病院長 佐藤昌司

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

セントラルモニタ関連 一式

(2) 納入期限

令和7年3月31日(月)

(3) 納入場所

大分県立病院

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号

電話 097-546-7440

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

上記の2に同じ。

(2) 日時

令和6年7月5日(金)から同月16日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

4 入札参加条件

この調達については、次に掲げる(1)及び(4)から(7)までの全て並びに(2)又は(3)の要件を満たしている者に限り入札を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者で、大分県内に本店を有する者

(3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者で、入札の参加及び見積り、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を大分県内の支店又は営業所等に委任している者

(4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(5) 上記3の(2)に掲げる期間内に、この調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加申請を行なった者であること。

(6) この公告の日から7に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払

い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

6 入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班

(2) 提出期限 令和6年7月17日（水）午前10時15分
なお、郵送による入札書の提出は認めない。

7 開札の場所、日時等

(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室

(2) 日時 令和6年7月17日（水）午前10時15分

(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。
この場合において、再度の入札は、1回を限度とし、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は直ちにその場で行うものとする。

再度入札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者と随意契約の交渉を行うことがある。

8 入札保証金に関する事項

見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約

保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

11 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。